

国民年金をより

役場町民生活課 (☎42-2633)

社会保険料

(国民年金保険料)の控除
証明書が発行されます

国民年金保険料は所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

これは、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します。

社会保険料控除を

受けるためには？

控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

令和2年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬までに「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が日本年金機構から送付されます。

年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

なお、10月1日から12月31日までの間に今年始めて国民年金保険料を納付された方には、来年の2月上旬に送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付した場合は？

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのお問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤルへ
(☎0570-05-1165)

年金請求の手続き漏れはありませんか？

老齢基礎年金を受け取ることができず方には、日本年金機構から封筒(A4サイズ)またはハガキで請求書をお届けしています。請求書が届いた方は、忘れずに手続きしてください。

請求書が届く時期

▽65歳になる誕生日の3カ月前または誕生日(誕生日の前日から請求手続きができます)

▽その他、年金が受け取れるようになったとき

※年金を受け取るために必要な期間が10年に短縮された方には、平成29年以降に請求書が送られていますので、手続きしてください。

年金相談が開設されます

(事前予約制です)

函館年金事務所による年金相談が次のとおり開設されます。

相談を希望される方は、事前に時間予約していただくこととなりますので、役場町民生活課へ電話などでお申し込みください。(定員になり次第締め切ります)

■日時

11月19日(木)

午前10時30分～午後3時

■会場

役場町民室

■申込期限

11月12日(木)

年金のことでお困りの方は、お気軽にご利用ください



《広告》



コミュニティホーム
緑洋館
Community Home RYOKUYOKAN

『老後は松前へ』
港を見渡す施設と懐かしさ残る北の小京都で
心かよう老後の暮らしを…

Milieu Co., Ltd.
〒049-1505 松前郡松前町字博多11番地
☎0139-46-2911 FAX.0139-46-2912

株式会社ミリュ
ホームページ <http://www.milieu.co.jp>



シニパンション
ホーランド博多